

外資規制と安全保障貿易管理



2008年9月13日

長谷川 直之



対内投資と外資規制

- **政府は、対日直接投資を一貫して推進**
 - ・今後の人口減少下の日本では、経済成長の実現のために対内投資が重要
 - ・「対日投資促進プログラム」
 - ・会社法では、合併対価の柔軟化法制(三角合併制度など)を導入
 - ・対日投資残高は、現在なおGDP比3%程度
- **対内投資促進と外資規制のジレンマ**
- **内外無差別原則の例外である「外資規制」のあり方について、2008年度内に包括的に検討を進める**



外資規制 (国際的な許容範囲)

- **外資の国内投資に対する規制は、国際的にも一定範囲で許容**

OECD「資本移動自由化コード」

第3条 公の秩序及び国家安全保障

このコードは、締約国が以下の目的のために必要な措置を講ずることを妨げるものではない。

- i) 公の秩序の維持または公衆の安全の保護
- ii) 安全保障上不可欠な利益の保護
- iii) 国際的な平和・安全保障に関連した諸義務の履行

(第2条で、各締約国による自由化範囲の留保が認められている。)



外資規制(日本の法制)

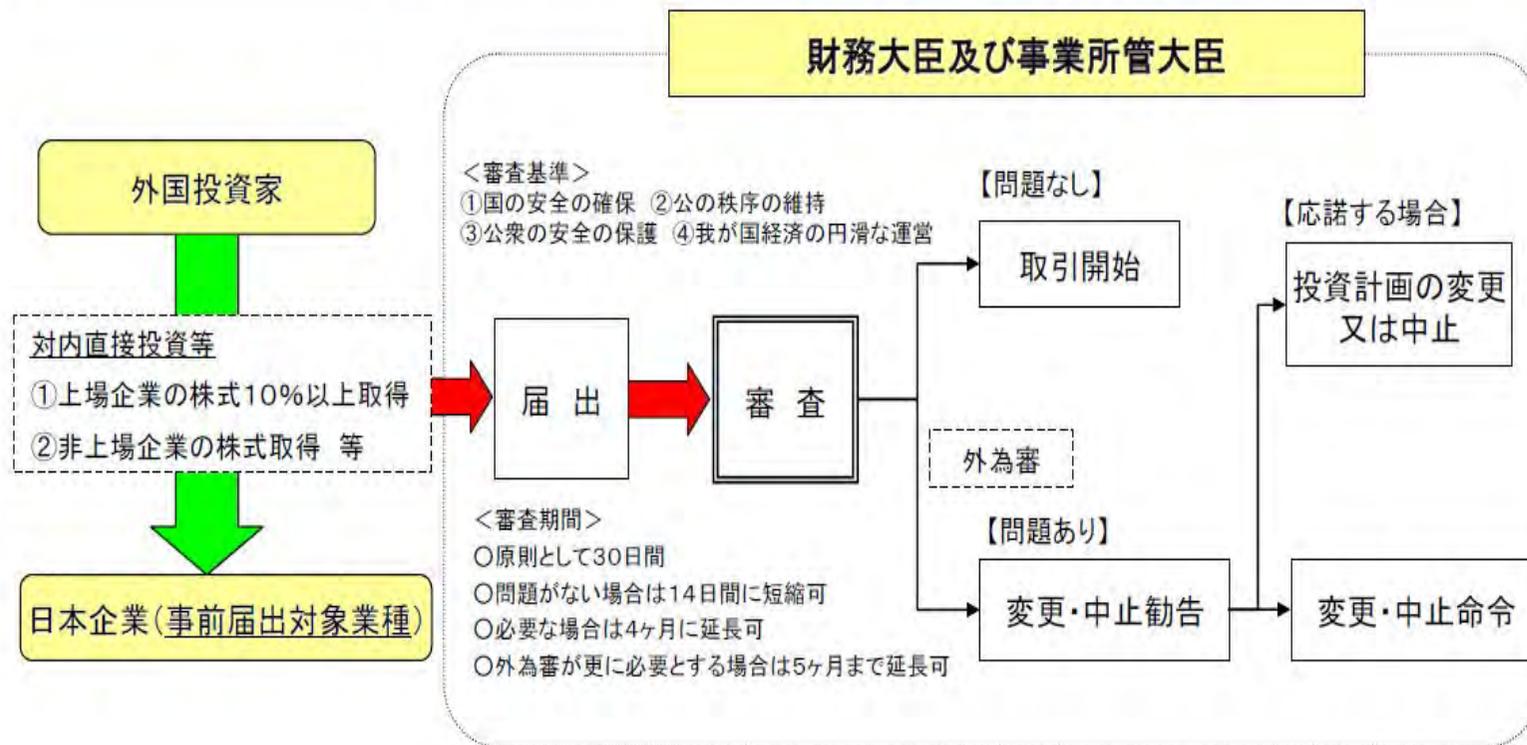
○ 日本では、外為法と個別業法による外資規制が存在

- ・ 外為法 一定範囲の投資について届出制度
- ・ 電波法 外国人議決権を1/5未満に*
- ・ 放送法 外国人議決権を1/5未満に*
- ・ NTT法 外国人議決権を1/3未満に*
- ・ 航空法 外国人議決権を1/3未満に*
- ・ 貨物利用運送事業法 外国人議決権を1/3未満に*
- ・ 鉱業法 外国人は鉱業権者になれない

(* 議決権以外に、役員に関する制約もある)

外資規制 (外為法第27条の事前届出制度)

事前届出対象業種に係るフローチャート



(資料) 経済産業省2008年4月



外資規制(外為法第27条の事前届出制度)

- 届出の対象は、外為法第27条第1項、政令(「対内直接投資等に関する政令」)第3条第2項(これにより「業種」として定められることが明記)を受けて、告示(「財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」)の別表に列記。
- 対象となる業種は、
 - (1) 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来たすおそれのある対内直接投資等
 - 「国の安全」……武器、航空機、原子力、宇宙開発関連製造業、軍事転用の蓋然性が大きい汎用品製造業etc
 - 「公の秩序」……電気業、ガス業、熱供給業、通信事業、放送事業、水道業、鉄道業、旅客運送業
 - 「公衆の安全」……生物学的製剤製造業、警備業
 - (2) わが国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすおそれのある対内直接投資等(OECDに通報して留保しているもの)
 - ……農林水産業、石油業、皮革・皮革製品製造業、航空運輸業、海運業

外資規制(諸外国)

	日本	米国	イギリス	フランス	ドイツ
法律	外為法	国防生産法 (エクソン・フロリオ条項)	企業法	通貨金融法典	対外貿易決済法
規制方式	事前届出方式	事後介入方式 (任意届出方式)	事後介入方式 (任意届出方式)	事前届出方式	事前届出方式
対象資本	外資のみ	外資のみ	内外無差別	外資のみ	外資のみ
対象取引	上場企業の10%以上の株式取得	米国企業の10%以上の株式取得 (10%以下も審査対象とする改正案を発表)	英国企業の合併・買収	仏企業の33%以上の株式取得	独企業の25%以上の株式取得
対象業種	武器・航空機・宇宙・原子力・軍 事転用の蓋然性が高い汎用品の製 造業、電気・ガス、放送・通信等	全ての業種	全ての業種	戦略11産業 (武器、軍民両用品、テロ対策 、暗号通信、警備等)	戦争武器、暗号システム、戦車 用エンジン
審査基準	国の安全、公の秩序、公衆の安全	国家安全保障	公共の利益	公序良俗、公共の安全、国家防 衛	重要な安全保障上の利益
運用 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ケース・バイ・ケースで判断 ・過去3年間で763件の届出があり、勧告は1件のみ (勧告にあたり、審査段階で懸念事項を特定し届出者に伝達) ・勧告後、勧告内容と理由を公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上、以下の考慮要素を設定 ①国内の防衛生産基盤への影響 ②外国への技術流出の効果 ③国際的な技術優位への影響 ④主要エネルギー資産を含む重要基幹施設への影響 ⑤重要基幹技術への影響 ⑥エネルギーその他重要資源調達 の長期見通しへの影響 ⑦その他適当と認める要素 ・年間100件程度を審査。一部事例で当事者とリスク軽減合意を締結(詳細は公表せず) ・投資禁止は、90年の中国航空技術輸出入会社の事例のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケース・バイ・ケースで判断 ・03年6月以降、6件の事例に介入 ・介入後、当事者と合意した投資条件の内容を公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・政令上、以下の基準を設定 ①事業・研究開発能力の維持 ②供給に関する機密の保持 ③防衛調達契約の履行確保 ・運用状況は公表せず 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケース・バイ・ケースで判断 ・運用状況は公表せず ・業種を特定せずに安全保障理由で拒否、事後介入できる権限を政府に付与する改正案を検討中。

(資料)2008年5月経済財政諮問会議



外資規制 (諸外国の動向)

- 欧米諸国は近年、対内投資規制の強化の動き
- OECDでは、「規制の比例性」「予見可能性」「説明責任」の原則を取り上げている

外資規制

○ 外資規制を実施するのはなぜか

外国資本ゆえか

外国人の支配
・介入ゆえか

投資家の実態が
不分明ゆえか

事業廃止・撤退
が容易ゆえか

国内制度の実効性
の疑問ゆえか

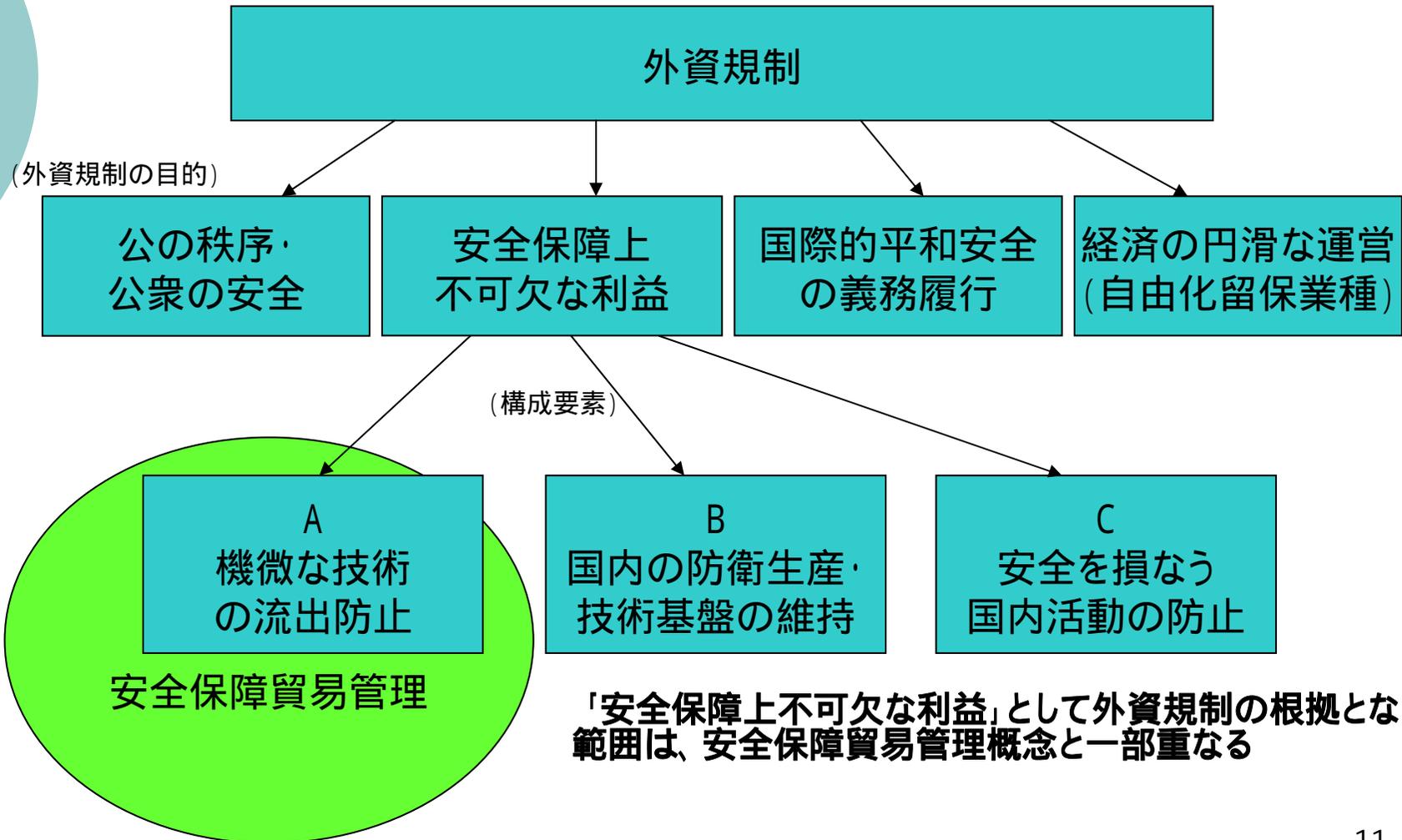
- 外資の参入規制をとる必要性は
- 内外無差別の量的投資規制では不適當か
- 行為規制(義務づけ・禁止)では不適當か



外資規制と安全保障貿易管理

- 「安全保障上不可欠な利益」の保護は、国際的に当然視される規制要素
- 「安全保障上不可欠な利益」の構成要素
 - A 安全保障上重要な技術の流出防止
 - B 国内の防衛生産・技術基盤の維持このほかに、
 - C 国内の安全を損なう国内活動の防止 ?

外資規制の体系





外資規制と安全保障貿易管理

- **安全保障の視点からの事業者規制には、多様な可能性**
 - ・規制の構成要素に応じた相違点
 - ・機微な技術の流出防止(A)では、技術提供に対する規制では不適當・不十分となる要因は
 - ・防衛生産・技術基盤の維持(B)では、事業実施の義務等では不適當・不十分となる要因は
 - ・安全を損なう国内活動の防止(C)では、対象行為の禁止制度では不適當・不十分となる要因は
 - ・資本(経営・所有)規制が必要な場合、外資規制か内外無差別規制か、事前(投資前)規制か事後(投資後)規制か、etc
- **規制対象範囲が明確で、当局の判定結果が容易に予見できることが、対内投資促進の上で重要**



外資規制と安全保障貿易管理

○ 規制対象範囲の明確性

- ・投資先の「業種」を対象にした規制を採る意義と難点
- ・対象企業が製造する製品や保有する技術に着目した規制の可能性
- ・外資がM&Aにより参入する場合にも明確な制度



外資規制と安全保障貿易管理

○ 予見可能性

・ 目的の明確化と「審査基準」

機微技術流出防止などの規制構成要素に対応

(参考)技術提供に係る許可基準(外為法第25条関係)

1. 技術が実際に利用される者に到達するのが確からしいか否か
2. 申請内容にある利用する者が技術を利用するのが確からしいか否か
3. 技術及びその技術によって製造される貨物が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある用途に利用されないことが確からしいか否か
4. 技術が利用する者によって適正に管理されるのが確からしいか否か



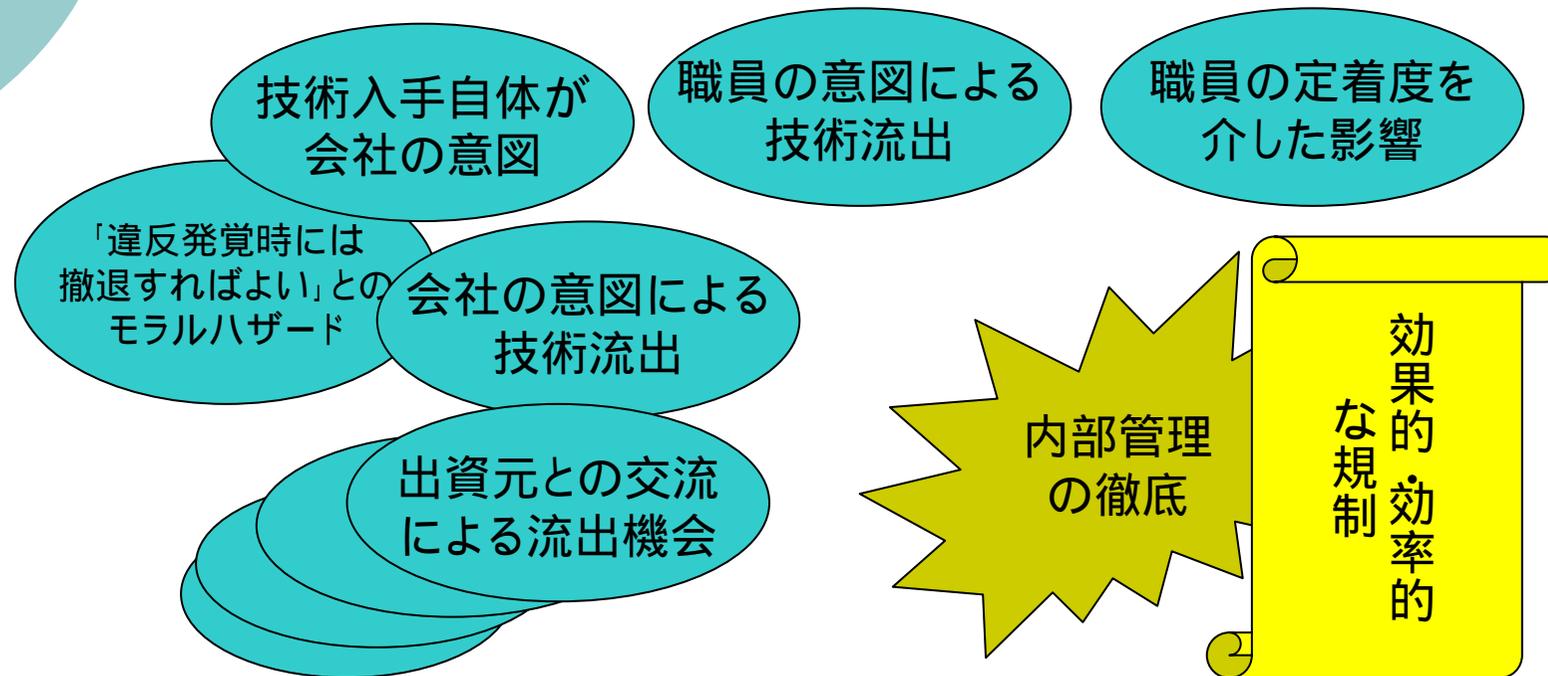
外資規制と安全保障貿易管理

○ 規制制度の限界と事後策の必要性

- ・外国市場における上場株式の移転etc
- ・条件を付することによる事後管理手法

外資規制と安全保障貿易管理

○ 機微技術流出防止は行為規制で完結しないか





外資規制と安全保障貿易管理

○ 技術流出防止のための内部管理は稼動するか

- ・外為法上では義務なし
- ・会社法では大会社に内部統制システムの整備義務(第362条)
- ・安全保障貿易管理制度上は、包括許可の要件として遵守規定の整備・実施が位置づけられているのみ
- ・社内実施上も、何が規制対象となる技術提供かが(外国人にも)分かりやすいことは不可欠



外資規制と安全保障貿易管理

- **技術流出に対する現行の行為規制(技術提供許可制度)の限界**

- ・「居住者/非居住者」を前提にした制度であるため、この定義自体が時間の経過やヒトの移動に伴い変化

- ・規制の分かりやすさ